

討して如何なる態を採つたか。 (イ) クラブの解釈は自由なや (ロ) クラブの連名を有する者知照すべき義とは要するに協同主義なりと思ふる本邦の解釈也 (ハ) 法をせざるクラブの通知を見るに殆んど米信託業と大差ありし、如何なる修正をせらばしや (ニ) クラブの規約が自主的解釈を許さる、ならば、後日何時でも加盟出来るに多敷、互射を押しあつて適も、又大古と待つ事をした、連名に加盟する理由如何、一、理とクラブは如何日述で僅かに一團の熱演しか用が有い、見ても緊急の仕方がないは如何か、 (イ) 米信託業に全同協同法に如何の修正を提出しなかつたか、 (ロ) 八月廿七日才田信託会に如何の宣言を提出しなかつたか、 (ハ) 八月廿七日の規約の構成範囲如何の、解釈に就て如何向しとの事であるが、如何の如何と全之を先考せよ。

△ 答、 (イ) 米信託会 (本部)

(要旨) 才田信託会上に於ける信託業者の渡辺氏の質問に對して、米信託氏は各自別個の解釈を採らむべき様う答へし。 目的の異なるから如何の事と討論するの必要ありとの事。 自主的解釈に就いては米信託氏より其の自由を極くおへる事、連名はあつたが、クラブは一つの同盟体となつたのではなからず、協議機内に過かれないものであるから、各自主権は信せしむない。 指導精神に就いては、色々の主義があるが、クラブは別定義的に思ふと規定してない。 クラブには統制権はない。 準備会に對しては、クラブの盟は各団体の自由とし、準備会はそのまゝ成立せしめて、諸団体より強力なる協力と進め、全的統一への希望を有して準備会の諸団体へ諒解を求めた。